

白河中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）

チャレンジショップテナント募集要項

白河市中心市街地市民交流センター（マイタウン白河）では、飲食系チャレンジショップへの出店者を募集しています。白河で開店していたいという夢をお持ちの皆さん、このチャレンジショップを活用して自分の夢を実現してみませんか？

1 施設概要

当該施設は、昭和44年に商業施設として建設されましたが、平成14年に店舗が閉店したことに伴い、市が譲渡を受け、中心市街地の賑わい創出を目的とした市民交流センターとして、平成15年にオープンいたしました。その後、施設の老朽化による不具合や東日本大震災による建物の劣化等が発生していたことから、リファイニング建築による大規模改修工事を実施し、平成28年にリニューアルオープンいたしました。

現在、施設は多世代交流や様々な市民活動等に活用されており、市内外から1日あたり約500名程度の人々が訪れるなど、中心市街地の賑わい創出に向けた中核施設となっています。

- 1) 所在地 福島県白河市本町2
- 2) 構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造・地上4階、地下1階
- 3) 建築面積 1,629.34㎡
- 4) 延べ床面積 7,130.39㎡

2 運営概要

- 1) 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 2) 休館日 年末年始（12月28日～31日、1月1日～4日）
- 3) 指定管理者 株式会社楽市白河

3 募集概要

1) 入居条件

- ①入居時期 平成30年11月以降
- ②契約期間 1年（最長3年）
- ③賃料 下記のとおり。

部屋名	階数	面積	賃料（月額）	その他
飲食系チャレンジショップ	地下階	61.58㎡	25,500円	IH、オーブン 冷凍、冷蔵庫完備

[注意事項]

- ・水道光熱費は賃料に含まれます。
（今後、水道光熱費については、実費負担に変更になる場合もあります。）
- ・内装及び什器備品等の設置に伴う費用は借受人（テナント）の負担となります。

- ・退去に伴う内装の修復、什器備品等の撤去及び現状復旧に伴う費用は借受人（テナント）の負担となります。
- ・既設の調理器具のレンタル料は賃料に含みますが、経年による故障以外の修理に関しては借受人（テナント）の負担となります。

2) 入居テナントの利用目的及び業種等に関わる制限

次に定める利用目的及び業種等については、入居できません。

- ①住居兼及び住居専用としての利用するもの
- ②既に起業又は開業しているもの
- ③風俗営業等の規則及び業務適正化等に関する法律第2条に規定される風俗営業
- ④その他、指定管理者が入居に適さないと判断した業種

3) その他留意事項

- ①営業時間は、原則として施設の開館時間内（午前9時から午後9時まで）とします。
- ②休業日は、原則として週2日以内（休館日を除く）とします。
- ③毎月、前月の営業実績及び翌月の営業スケジュールを報告していただきます。
- ④長期休業や契約内容に対する違反行為、指定管理者の正当な指示に従えない等の問題が生じた場合には、契約期間終了前であっても退去していただく場合があります。
- ⑤入居後は、マイタウン白河に入居するテナントにより構成される、マイタウン白河利用者協議会に加入していただきます。
- ⑥保健所等への許可申請については、入居者側で行っていただきます。

4 募集方法

募集方法は、弊社のWEBサイトに表示する募集広告によるものとします。入居者の選定方法は指定管理者による審査方式とします。

5 募集スケジュール

入居申し込み	平成30年9月1日（土）～10月28日（日）
審査	平成30年10月29日（月）～10月31日（水）
審査結果通知	平成30年11月1日（木）※通知発送予定

6 応募者の資格

- ①白河市で新たに開店したいと考えているものであること。
- ②施設の設置目的及びコンセプトに沿った事業を行うものであること。
- ③解散、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別精算手続開始その他の倒産手続きの申し立て、又は決定がなされたものでないこと。
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をい

う。以下同じ。) でないこと。

7 応募方法

- ①提出期限 平成30年9月1日から10月28日まで
- ②提出方法 持参又は郵送のいずれかの方法 ※郵送の場合10月28日必着
- ③提出書類 テナント募集に係る申込書、事業計画書及び収支計画書
※事業内容及び収支報告書については、任意の様式で作成してください。

8 審査及び選定

- ①厳正なる審査により入居者を決定いたします。
- ②必要に応じて個別に面談を行う場合がありますので、その際にはご対応をお願いいたします。
- ③提出いただいた各種書類は返却いたしません。
- ④選考結果に関する質問や異議申し立ては一切受け付けいたしません。

9 応募書類提出・お問い合わせ

〒961-0905

福島県白河市本町2 マイタウン白河1階

株式会社楽市白河（指定管理者）

電話：0248-27-1448（代表）

お問い合わせ：午前9時から午後5時まで

白河市中心市街地市民交流センター
テナント募集に係る申込書

氏名：	⑩		
現住所：	(〒 -)		
電話番号：		生年月日：	
事業内容、 PR内容：			
	※事業の内容、PR及び意気込み等を記載してください。		
常駐人数：	人	※常時テナントスペースに常駐する人数を記入する。	
営業時間：	～	休業する曜日：	
利用者協議会への加入：	<input type="checkbox"/> 加入します <input type="checkbox"/> 加入しません		

※本紙、事業計画書及び収支計画書（任意様式）を添えて指定管理者まで郵送又は持参してください。

指定管理者記入欄（申請者は記入しないでください。）			
受付日：		受付者：	
特記事項：			